

1 養父市立八鹿青溪中学校いじめ防止基本方針

養父市立八鹿青溪中学校

[令和7年4月1日 更新]

1 学校の方針

本校の生徒は、旧八鹿中学校と旧青溪中学校の伝統を引き継ぎ、「あたりまえのことがあたりまえにできる中学生」を合言葉に、校長のリーダーシップの下、学校全体で毅然とした指導に取り組み、落ち着いた学校生活を送っている。郷土の先人池田草庵先生の教えをもとに、「和」の精神を重んじ、校訓「貫徹・慎独・創造」のもと、自らが主体的に判断し行動できる、「こころ豊かな人づくり」に取り組んでいる。地域社会と連携・協力しつつ、将来、地元養父市をはじめとした「ふるさと」を支える人材、自らの夢や志の実現に向け努力を重ね、自己の可能性を切り拓くことのできる生徒の育成を目標に、全校生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が生徒とともに、人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進する。そのために日常の指導体制を構築し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的考え方

いじめについては、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築くとともに、豊かな心を育て、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

いじめの防止等の対策に関する基本理念を次のとおりとする。

- いじめは全ての生徒に関係し、全ての学級にも学校にも起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを児童生徒が十分に理解し、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭、地域その他関係者の連携の下、総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 いじめ防止等の指導体制等

（1）いじめの定義といじめに対する本校の基本姿勢

いじめとは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このいじめの定義を受け、いじめ防止のための基本姿勢として下記の5つのポイントをあげる。

- 「いじめをしない、させない、許さ（見過ごさ）ない」という雰囲気をつくる。
- 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い信念の下、教職員の人権感覚を高める。
- いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、早期解決のために当該生徒の安全を保障するとともに、適切で毅然とした指導を行う。
- 保護者・地域そして関係諸機関との連携を深め、一体となっていじめ問題に対応する。

(2) いじめを未然に防止するための取組

いじめを未然に防止するためには、さまざまな教育活動を通して、生徒一人一人が認められ、互いに思いやれる関係づくりに全校を挙げて取り組まなければならない。また、一人一人を大切にしたい授業を展開し、確かな学力の定着を図っていく中で、学習活動での達成感・成就感を味わわせ、自尊感情を育むよう努めなければならない。

一方、保護者・地域に対しては、いじめに関する情報の共有と発見・解消に向けての連携に努めなければならない。

○教職員の姿勢

- ・「いじめ対応チーム（管理職・生徒指導担当・学年代表・担任・養護教諭）」を中心にして、日常的にいじめについての問題に触れ、「いじめは、人間として絶対に許されない」との信念を持っていることを、さまざまな場面において生徒に示す。
- ・一人で問題を抱え込むことなく、管理職への報告や学年等への協力を求め、組織的な対応を心掛ける。そのために、情報共有を迅速に行う体制をつくる。
- ・生徒一人一人が自己実現を図れるように、子どもが主役の学級経営に努める。
- ・思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- ・不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり他の生徒によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・生徒や保護者からの訴えには、親身になって聞こうとする姿勢を持つ。
- ・いじめについての理解（構造・発見法・対処法等）を深め、人権感覚を磨き、自己の指導等の検証を行い、明日への指導に生かす。
- ・全教育活動を通して、「いじめをしない、させない、許さ（見過ごさ）ない」という土壌をつくる。
- ・いじめ問題に関する取組の多様化を図るとともに、生徒会等の生徒自身の手による取組も促す。

○生徒に対して

- ・生徒が、自己有用感を高め、自尊感情を育むことができるよう、学級の一員としての自覚を持てる学級づくりを学級経営の柱とする。
- ・一人一人を大切にしたい楽しい授業・わかる授業を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。
- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持てるようさまざまな機会を通して指導していく。
- ・どんな理由があろうといじめる側が悪いという意識を高め、見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為もいじめと同様であることを理解させる。その上で、いじめを見たらやめさせたり、教職員や他の友達に知らせたりする行動をとることの大切さを理解させる。

○保護者・地域に対して

- ・学校の諸活動や生徒の様子について、積極的に発信する。
- ・生徒が発する変化のサインに気付いたときは、早急に学校に相談することの大切さを伝える。

(3) いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

ア いじめの早期発見に向けて

- ・「いじめはどの学級でも、どの生徒にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全教職員で生徒を見守り、気付いたことを共有する。
- ・様子がおかしいと感じる生徒がいる場合には、学年や生徒指導部等で気付いたことを共有し、複数の目で生徒を見守る。
- ・生徒の様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い、生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は、担任や学年等で教育相談を行い、事実関係の把握に努める。

イ いじめの早期解決に向けて

- ・ いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、「いじめ対応チーム」で対応を協議し、適切な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ・ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・ 観衆・傍観者の立場にいる生徒に対しても、いじめているのと同様であることを指導する。
- ・ いじめ問題の解決に向けて必要があれば、関係諸機関や専門家等と協力をして解決にあたる。また、いじめ問題が犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行うこともある。
- ・ いじめられている生徒の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら心のケアを図っていく。
- ・ いじめの解消とは、「単に謝罪しただけでなく、いじめにかかわる行為が少なくとも3か月以上止んでいること」、「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」である。そのため、定期的な教育相談を行っていく。

ウ 保護者や地域、関係機関と連携した取組

- ・ いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を丁寧に伝えるときにも、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

(4) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(5) 未然防止等の年間指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行う。そのため、包括的な取組の方針、いじめ防止の取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質・能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(6) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速ないじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、十分な対策を講じるものとする。

(1) 学校で行われる対策

- ア 情報モラル教育の充実に努め、情報化社会の功罪について確かな理解を図る。
- イ 携帯電話、スマートフォン等の校内への持ち込み及び校内での使用を原則として禁止する。
- ウ 小中連携として「養父市こどもSNSルール」で共通理解、共通実践を行う。

(2) 家庭に対して行われる対策

- ア 生徒の携帯電話、スマートフォン等の使用については、保護者の責任及び監督下で使用するよう協力を呼びかける。
- イ SNSアプリを介しての書き込み等については、校外（家庭等）で行われることが多いことから、保護者への啓発活動を繰り返し行う。

(3) 発生時の対応について

- ア 教育委員会・警察・関係機関との連携を密にし、すみやかに現況の回復がなされるよう努める。
- イ 被害生徒・保護者への支援及び加害生徒・保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を尽くす。

5 重大事態への対応について

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」である。

このような重大事案の対応については、次の点に留意しながら厳正に対応するものとする。

- (1) すみやかに教育委員会に事案発生の報告をするとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。また、養父市教育委員会を通じて文部科学省に報告する。
- (2) 被害生徒について、いじめの解決が困難な場合、又は解決しても登校が困難など、学校生活に著しい支障を来す場合は、被害生徒の今後について教育委員会と協議する。
- (3) 加害生徒について、改善が望めず被害生徒の学校生活に著しい支障を来す場合は、加害生徒の今後について、教育委員会と協議する。
- (4) 重大事態に当たらないことが明らかな場合を除き、重大事態として対応する。

6 その他の事項

(1) 「いじめ対応チーム」の定期的な活動の充実

いじめ防止等の実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて「いじめ対応チーム」中心に点検し、必要に応じて見直す。

(2) 校内研修の充実

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題の校内研修を行う。

(3) 教育相談日の設定

教育相談日を設定し、生徒と向き合う時間を確保する。

(4) 関係諸機関等との連携

養父市教育委員会や警察、地域などとの連携を図り、必要な支援を受ける。

(5) 学校評価の充実

学校評価の項目にいじめ問題を掲げ評価・分析を行い、学校運営協議会等の外部の意見も取り入れながら、この「いじめ防止基本方針」を必要に応じて改訂していく。

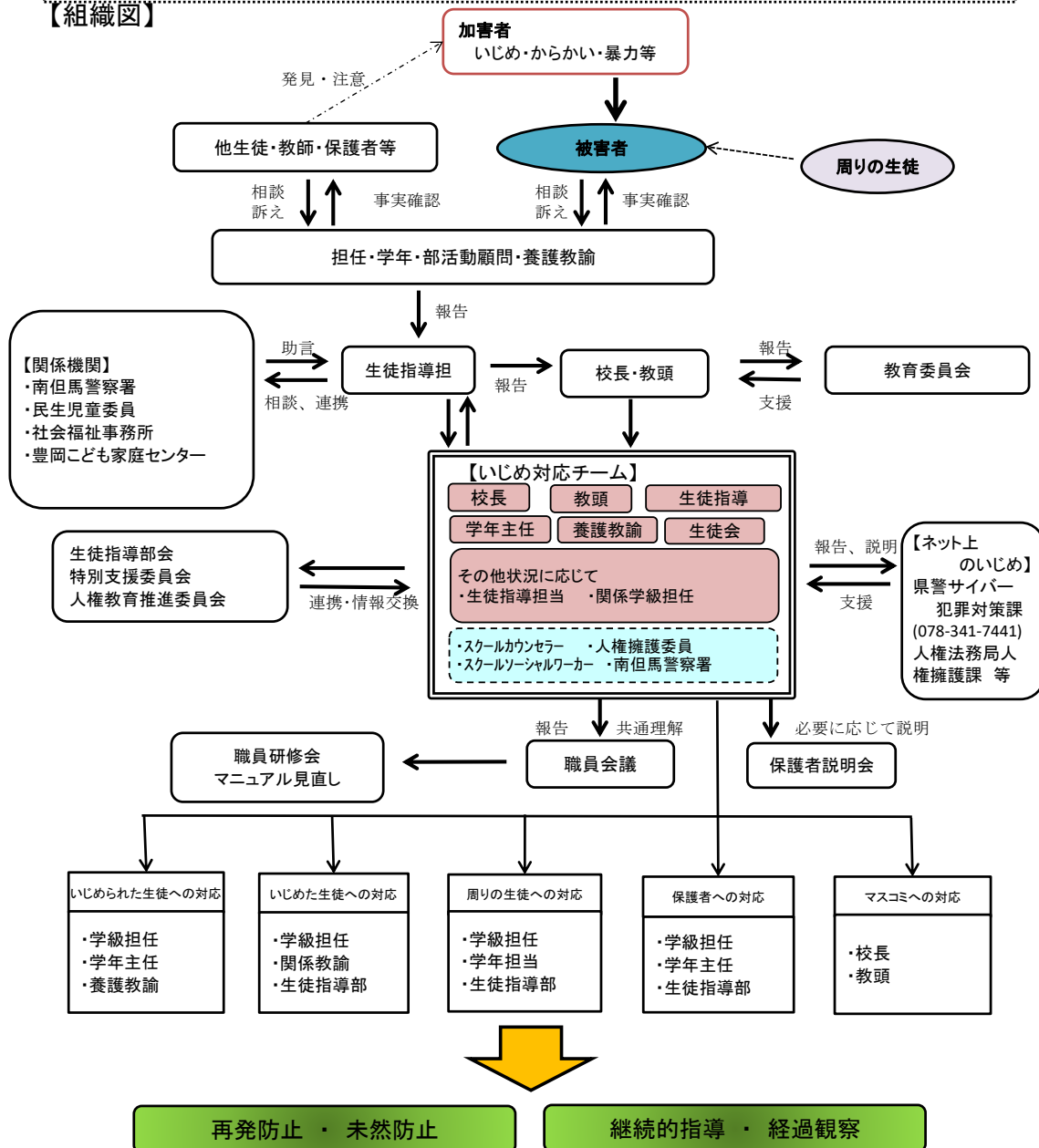
I 校内指導体制及び関係機関

いじめ問題の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意志を持って取り組む。また、教職員一人ひとりが、いじめ問題をひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取組を進めていく必要がある。その中心となるのが「いじめ対策委員会」である。

いじめ対応チームについて

- 校長、教頭及び生徒指導担当を中心に、学年主任、担任、養護教諭で編成する。
(事案の状況に応じて、関係職員及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校運営協議会議員、警察などを入れてメンバーは適宜編成する)
- 生徒支援推進委員会と兼ね、事案解決後も継続的に指導・支援するために状況に応じて個別支援計画を立てることもある。

【組織図】



温かい学級経営や教育活動を学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し、教職員が心を通い合わせる学校づくりを推進する。

いじめのサインチェックリスト

別紙2

養父市立八鹿青溪中学校

[月 日 () ~ 月 日 ()]

いじめが起こりやすい・起こっている集団

記入者 []

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- ☐ 授業中、教職員に見えないように手紙をまわしたり消しゴム投げをしている
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ グループ分けをすると特定の生徒が残る
- ☐ 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある

いじめられている生徒

◎日常の行動・表情の様子

- ☐ 活気はなくおどおどし、話す時不安な表情をする
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 早退や一人で下校することが増える
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ 忘れ物が多くなったり、提出期限が守れなくなる
- ☐ 常に周囲の行動を気にし、目立たないようにする
- ☐ あだ名や悪口を言われても言い返さない
- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる
- ☐ ときどき涙ぐんでいる
- ☐ 周囲が何となくざわついている
- ☐ 発言を強要され、突然個人名が出される
- ☐ にやにや、にたにたしている

◎授業中・休み時間

- ☐ 発言すると冷やかされたり、周囲がざわつく
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 決められた座席と違う場所に座っている
- ☐ 遊びだと友人とふざけているが、表情がさえない
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ 呼び捨てやひどいアダ名で呼ばれる
- ☐ 不まじめな態度、ふざけた質問をする

◎昼食時

- ☐ 好きな物を他の生徒にあげる
- ☐ 食事の量が減ったり、食べ残したりする
- ☐ 弁当を一人で食べることが多い
- ☐ 他の生徒の机から机を少し離している
- ☐ 食べ物にいたずらされる
- ☐ 笑顔がなく、黙って食べている

◎清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- ☐ 目の前にゴミを捨てられる
- ☐ 一人で離れて掃除をしている
- ☐ 掃除をさぼることが多くなる

◎その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている
- ☐ 顔や手足にすり傷やあざがある
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごる

いじめている生徒

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ グループで行動し、他の生徒に裏で指示を出す
- ☐ 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を遣う
- ☐ 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている
- ☐ 教師が近づくと、急に仲のよいふりをする
- ☐ 被害者意識が強く、ムキ、乱暴になる
- ☐ 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- ☐ 友だちとの会話の中に差別意識が見られる
- ☐ 仲間同士集まり、ひそひそ話をしている
- ☐ 教師が近づくと、集団が不自然に分散する。

Ⅱ 年間指導計画

《年間指導計画》

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	いじめ対応チーム ・指導方針の確認 ・情報共有 職員会議 ※1	(1年生オリエンテーション) いじめ防止基本方針についての説明 ※2	いじめアンケート ※3 個人状況把握 ※4 家庭訪問 ※5
5月	保護者向け啓発 (ネットいじめを含む) PTA総会、保護者会 ※6	学級・学年づくり 人間関係づくり	いじめアンケート 個人状況把握
6月		修学旅行、トライやる・ウィーク	いじめアンケート i-check
7月		いじめアンケート スマイルチェック (校内球技大会)	教育相談 三者面談
8月	教職員研修 ※7	地域行事参加	いじめアンケート
9月	いじめ対応チーム ・情報共有 ・2学期の計画	学級・学年づくり 人間関係づくり	(体育祭) 個人状況把握
10月		わくわくオーケストラ教室 人権学習	いじめアンケート
11月		(合唱コンクール・参観日)	いじめアンケート スマイルチェック
12月	教職員研修 ※7	インターネット利用についての指導 ※8	いじめアンケート 教育相談 三者面談
1月	いじめ対応チーム ・情報共有 ・3学期の計画	震災集会	いじめアンケート 3年生 三者面談・個人状況把握
2月			スマイルチェック いじめアンケート
3月	いじめ対応チーム ・本年度まとめ、課題検討 ・次年度の指導方針改善 ・次年度の指導計画修正	次年度に向けクラスづくり 小中連絡会 中高連携(情報交換)	教育相談 1・2年三者面

未然防止、早期発見に向けて

- すべての教職員が、いじめ問題の重要性を認識する。
- いじめ対応チームを中心に、定期的に未然防止に向けた取組を行う。
- 各個人の様子を学年会議等で情報交換を行い、具体的な指導の留意点について職員会議や職員研修会で取り上げて共通理解を図る。
- 各担任や部活動顧問が、いじめの問題を一人で抱え込むことなく、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で組織的に対応する。

危機管理の心構え「さしすせそ」

さ: 最悪を想定する
し: 慎重に対処する
す: 素早く対処する
せ: 誠意を持って対処する
そ: 組織全体に対処する

※1 職員会議
いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。毎月1回行う。

※2 いじめ防止基本方針の説明
本校でいじめが起きた時の対応について説明をする。

※3 生活実態(いじめ)アンケート・スマイルチェック
いじめ実態把握のアンケートを実施する。

※4 教育相談／個人状況把握
年度当初、各考査後等の区切りごとに個人面談を実施し、生活状況把握するとともに、クラス内の生徒状況を把握し、いじめが起こっていないかどうかを確認する。

※5 家庭訪問
担任が年度当初に家庭訪問を行う。

※6 保護者向け啓発
ホームページや保護者会等を活用して、学校のいじめ防止基本方針を周知するとともに、保護者からいじめを含む様々な情報を収集する。

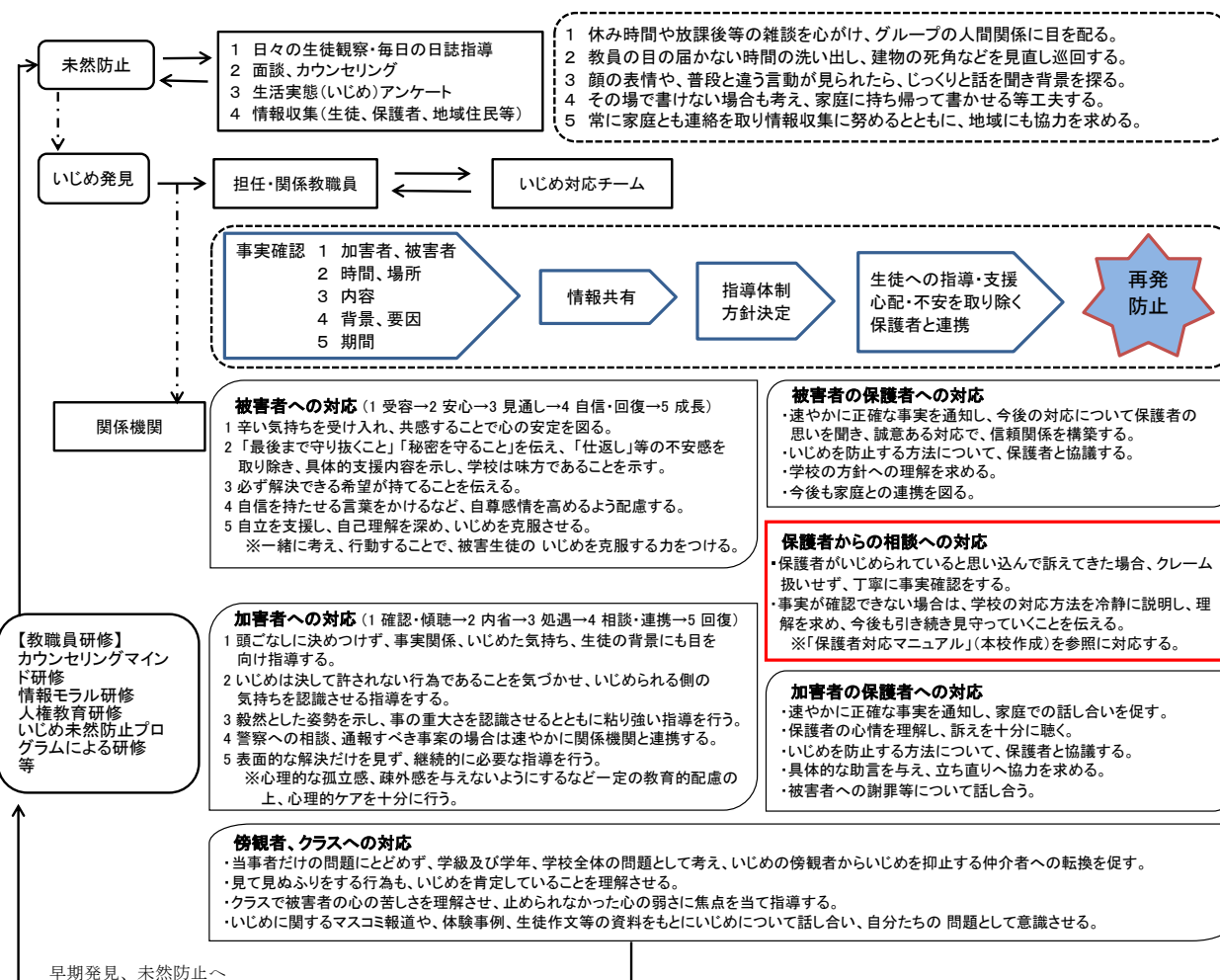
※7 教職員研修
カウンセラー等によるカウンセリングマインド研修を年2回程度実施する。ロールプレイ等、研修の実施の仕方を工夫するなど効果的な研修を実施する。

※8 インターネット利用についての指導
養父市SNSルールを踏まえながら、ネット上でのいじめについて全体に向けて指導する。

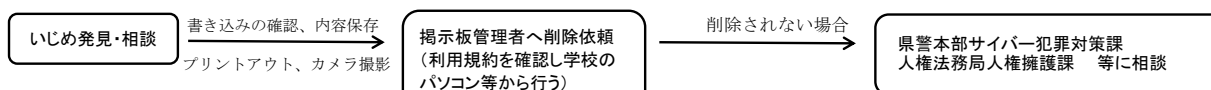
Ⅲ 組織的対応

いじめは未然に防ぐことが最良であるが、万が一、発見した場合にはいじめ対策委員会を中心に組織的に対応する。特定の教職員がひとりで抱え込んだり、隠したりすることなく、学年や学校全体で組織的に対応することが大切である。

取組にあたっては迅速な対応を心がけ、情報を得たその日のうちに方針を決定し、対応することとする。ただし、重大事態やインターネット関連、保護者対応のトラブル等については、把握した状況を十分に検討し、関係機関とも連携の上、慎重に対応する。



ネット上でのいじめが発生した時の対応



☆生徒への指導ポイント

- 1 掲示板等ネットでの誹謗・中傷等の書き込みを行うことはいじめであり、決して許されることではないこと。
 - 2 匿名で書き込んでも、書き込みを行った個人が特定できること(重大犯罪につながり、悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されることもある)。
 - 3 インターネットを利用する際にも、マナーがあり、マナーを守ることにより自分へのリスクも回避されること。
- ※スマートフォンでの使用については、十分に注意させる。特に、掲示板等ネットで書いた誹謗・中傷は、一生消えずについて回ることや、GPSの位置情報によりストーリーカー被害にあたり、犯罪に巻き込まれることなど、セキュリティについても自分が被害に遭わないように十分に注意して使用することについて等指導する。
- ※「養父市子どもSNSルール」を用いてSNSの利用マナーについて指導する。
- ※その他、教職員の情報モラルへの指導力の向上や、保護者への啓発と家庭・地域との連携をすすめる。

いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事案(重大事態)が発生した場合

- ・直ちに、教育委員会に報告し、教育委員会の支援のもと、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、学校全体で組織的に対応し、事案の解決にあたる。
- ・事案の経緯、事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえて、迅速にいじめの解消を図る。
- ・被害生徒及びその保護者への対応、警察など関係機関との連携、保護者会の開催の有無など起こった事案に対する対応をする。
- ・緊急時のマスコミ対応については、管理職を窓口、「迅速性・同時性・均一性」を大切にして、誠実な対応に努める。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、人権擁護委員、所轄の警察など外部専門家が参加しながら実効的な解決を図る。